

姫路市立水上小学校いじめ防止基本方針

姫路市立水上小学校

1 学校基本方針

本校は、「夢をもち仲間とともに伸びる水上っ子」を学校目標とし、子ども同士のつながり、子どもと教師のつながり、教師同士のつながり、学校・家庭・地域とのつながり等つながりを大切にし、お互いに学び合い、支え合い、高め合うことを通して、健全な人間関係の構築、学力向上、さらに大人も成長していけるような学校をめざしている。

そこで、すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した学校生活を送れるよう、姫路市いじめ防止基本方針をもとに、本校におけるいじめの問題への取組を再検討し、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「水上小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な方向

本校は、学校創立が130年を越える伝統ある学校で、校区は市川の恵みを受けながら、様々な工場、会社が点在し、国道312線、JR野里駅を中心に商業区域が広がりを見せ、それと合わせ新興住宅が増えていった。しかしながら、近年、児童は、減少傾向にあり、過去には、1000人を越えていた児童数は、現在400人を切っている。

このような中で、本校では、つながるためには、良好なコミュニケーションが大切だと考え、「話す」「聞く」ことを中心に、校内研修、道徳の時間の研究授業を行い、家庭、地域でのふれあいを目的とした親子読書、水上っ子ふれあい活動等の推進を図ってきた。

いじめについても、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。そして、「いじめは、どの学級、学校にも起こりうる」という認識をすべての教師がもち、生徒指導委員会や学年・職員会議で普段からの情報交換を密にし、いじめを許さず、子どもたち一人一人が楽しく安全に過ごすことのできる学校づくりを推進する。そのために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめの防止等の指導体制・組織体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当、道徳・人権教育担当、学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートフルサポーター、その他の必要な関係者、関係諸機関で構成したいじめの防止等のための組織を設置する。また、不登校児童の共通理解やいじめとのつながり、因果関係をスムーズに把握するために不登校対応委員会を設置する

(別紙1)

いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを定める。

(別紙2)

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間計画を定める。

(別紙3)

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を定める。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(別紙4)

4 重大事項への対応

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間（30日間程度が目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であり、いじめを受けている児童の状況で判断する。

なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、校長が判断し、適切かつ真摯に対応することとする。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態であると判断した場合は、姫路市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

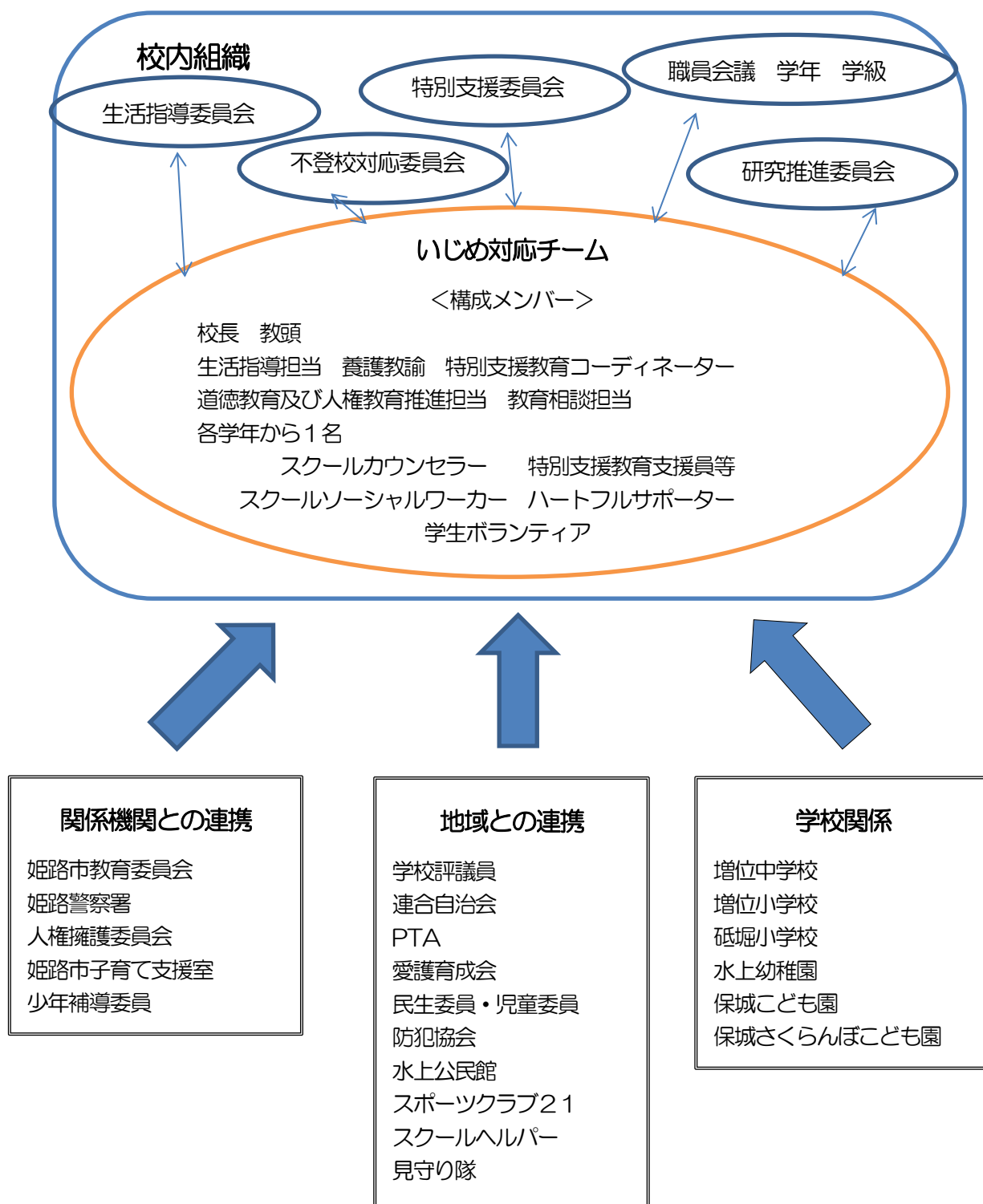
また、いじめ対応チーム(生活指導委員会)を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、当該調査、事態解決に当たる。

なお、事案によっては、「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

5 その他の事項

- いじめの防止等は地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会や PTA 総会を始め、懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を通して保護者や地域に発信する。
- より高い実効性のある取組にするため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているか、いじめ対応チーム（生活指導委員会）を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、その際、保護者、地域から、積極的に意見を聴取するよう留意する。
- アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名など児童が記入しやすい形態で実施する。
- いじめの解消は単に謝罪をもって安易に解消をせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。
 - ア 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
 - イ いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

(別紙1) いじめ防止対策組織表



◇いじめチェックリストA◇

<いじめられている子>

1 登下校・朝の会・帰りの会

- ・登校班で並んで来ず、一人で登校する。
- ・遅刻・欠席・早退などが増える。
- ・朝から体調不良を訴える。
- ・あいさつをしても返事がない。
- ・目が合わず、うつむいている。
- ・朝の会等の司会をしているとき、教室がざわつく。

2 授業中

- ・グループで話し合うときに入れてもらえない。
- ・机を離される。
- ・忘れ物が多くなる。
- ・発言するとみんなにからかわれたり反対されたりする。
- ・発表のとき、小さな声で不安そうに話す。
- ・保健室にいきたがる。
- ・学習道具がなくなったり、教科書・ノート等に落書き、汚れがあったりする。
- ・学習意欲がなくなる。
- ・成績が急に下がる。
- ・授業中ぼんやりしたり作業が続かなくなったりする。
- ・グループで発表のとき、発表の役を押し付けられる。

3 休み時間

- ・休み時間に一人でいることが増える。
- ・外に出ようとせず、用もなく教師の周りにいる。
- ・服を汚したり、あざを作ったり、けがをしたりして帰ってくる。
- ・鬼ごっこ、ドッジボール等遊びのときに標的になる。
- ・遊び仲間が変わる。
- ・ひどいあだ名で呼ばれている。

4 給食時間

- ・机を離される。
- ・一緒に当番をするのを嫌がられる。
- ・一人で食器かご等を持たされている。
- ・好きなおかずを友だちに取られる。
- ・多く盛り付けられたり、盛り付けなかったり、意図的な配り忘れがある。
- ・腹痛や体調不良を訴え、食欲がなくなる。
- ・給食に異物を入れられる。
- ・笑顔がなく、だまって食べる。
- ・おかわりをしない。
- ・片づけをさせられている。

5 清掃

- ・一人だけ離れて掃除をしている。
- ・重いものや汚れたものを持たされる。
- ・命令されて動いている。
- ・いつも鍵を返しに行かされる。
- ・一人で後片づけをさせられている。
- ・机を運んでもらえない。

6 委員会活動・クラブ活動

- ・準備や片づけをいつもさせられている。
- ・頭痛・腹痛・体調不良を訴えている。
- ・一緒にグループになることを避けられる。
- ・理由がはっきりしない、汚れやけががある。
- ・特定の子が触った道具を触ろうとしない。

<いじめている子>

- ・グループを作り、強い仲間意識を持っている。
- ・仲間同士集まってひそひそ話をしている。
- ・攻撃的な態度や目つきをしている。
- ・自分勝手な言動を堂々とする。
- ・力の強い者が発言すると、周りの者がすぐに同調し、一緒になって言う。
- ・友だちの発言に対して、他の友達と顔を合わせて、距離をとったり笑ったりするような反応をする。
- ・仲間だけにわかるようなサインや言葉を使っている。
- ・教師が近づくと、急に仲のよいふりをしたり分散したりする。
- ・教師によって態度を変える。
- ・自分の言ったことに反対されたり、通らなかつたりするとすぐに態度に表れる。
- ・教師から悪者扱いされていると思い込んで、すぐむきになったり、言動が乱暴になったりする。
- ・活発に活動するが、他の児童にきつい言葉をつかう。
- ・家庭の問題をふくめ、多くのストレスを抱えている。
- ・授業中はしゃいだり、グループの子と話をしたりして真面目に受けられない。

◇いじめチェックリストB◇

(いじめられている子)

1 表情・態度

- ・表情が暗い。
- ・びくびくして、周りの顔色をうかがう。
- ・あいさつや返事に元気がない。
- ・友だちの言葉に過敏に反応する。
- ・過度に感情の起伏があつたり、逆に全く反応が無かつたりする。
- ・変に明るく振る舞っていて、愛想笑いが多い。
- ・何もやりたがらない。
- ・視線が合わなかつたり、過度にそらしたりする。

2 身体・服装

- ・服が汚れたり、破れたりしている。
- ・傷や青あざがある。
- ・けがを隠すような服装をしている。

3 持ち物等

- ・持ち物が壊れたり、落書きされたり、隠されたりしている。
- ・作品や掲示物が破れたり、いたずらされたりする。
- ・持ち物がよくなってたり、ありえない所から出てきたりする。
- ・学校に要らないもの、余分なものをもってきていたり、人にあげたりする。

4 言動・行動

- ・家のお金を持ち出している。
- ・よく体調不良を訴え、保健室に行きたがる。
- ・クラス以外のところに自分の居場所を探し、行動している。
- ・何か困ったことがあっても「大丈夫です」と軽く言ったり、返答しなかったりすることがある。
- ・一人遅れて教室に入ってくることもある。

5 遊び・友人関係

- ・発言すると、からかわれることが多い。
- ・一人でいることが多い。
- ・同じ集団の中で便利よく使われたり、仲間外れにされたりする。
- ・机を離される。
- ・遊びの中でグループに入れなかったり、入れてもらえなかったりする。

6 教師との関係

- ・教師との関係を多くもとうとする。逆に、教師との関係を過度に避ける。
- ・何か言いたそう（気づいてほしそう）に少し遠くから見ていることがある。
- ・周りに友だちがいて、何を聞いても平静を装う。

(いじめている子)

- ・いつも同じ子たちでグループを形成し、行動する。
- ・相手や場面によって、態度が変わる。
- ・攻撃的な態度や目つきをしている。
- ・自分の言ったことに反対されたり、通らなかったりするとすぐに態度に表れる。

(別紙3)

いじめ防止対策年間計画表

月	実施項目 ○未然防止へ向けた取組 ●早期発見へ向けた取組	具体的内容
4月	○登下校指導 ●校内研修 ○キャリア教育 ライフスキル教育 ●いじめ対応チーム会議 ○道徳教育及び人権教育の年間計画	・毎日校門であいさつをして、子どもの様子を確認する。 ・今年度の生活指導全般の共通理解を図る。 ・学級開きを行う。 ・月末毎に、各学年での問題行動や未然防止の手立てを考え話し合う。 ・年度初めに道徳・人権教育の年間計画の見直しを図り、より子どもの実態に沿った教材を選定する。
5月	○登下校指導 ○水上っ子を知ろう ○個別の支援計画作成 ●校内研修 (個別の支援計画全体会) ●いじめ対応チーム会議 ○愛護育成会(中学校校区))	・毎日校門であいさつをして、子どもの様子を確認する。 ・気になる児童について、その様子や行動を職員全体で共通理解を図り、その児童が今以上によりよく生活できるような環境を、学校全体で作っていく。 ・月末毎に、各学年での問題行動や未然に防ぐような手立てを考え話し合う。
6月	○登下校指導 ●いじめアンケート調査 ○小中連絡会 ●教育相談(6～7月) ●いじめ対応チーム会議 ●学校評議委員会	・毎日校門であいさつをして、子どもの様子を確認する。 ・各クラスで記名式のいじめアンケートを実施し、子どもの実態を把握する。 ・中学校での子どもの状況を報告したり、情報を共有したりする。 ・担任は学校生活アンケートをもとにして、クラス全員に対して教育相談を実施する。 ・地域の方や保護者の方との情報交換を行い、学校の方針や取り組みについて説明する。 (本年度適時、開催) ・月末毎に、各学年での問題行動や未然に防ぐような手立てを考え話し合う。 ・地域の方や保護者の方との情報交換を行い、学校の方針や取り組みについて説明する。
7月	○登下校指導 ○個別懇談会(保護者)	・毎日校門であいさつをして、子どもの様子を確認する。 ・学校での様子を保護者に伝え、子どもが安心して生

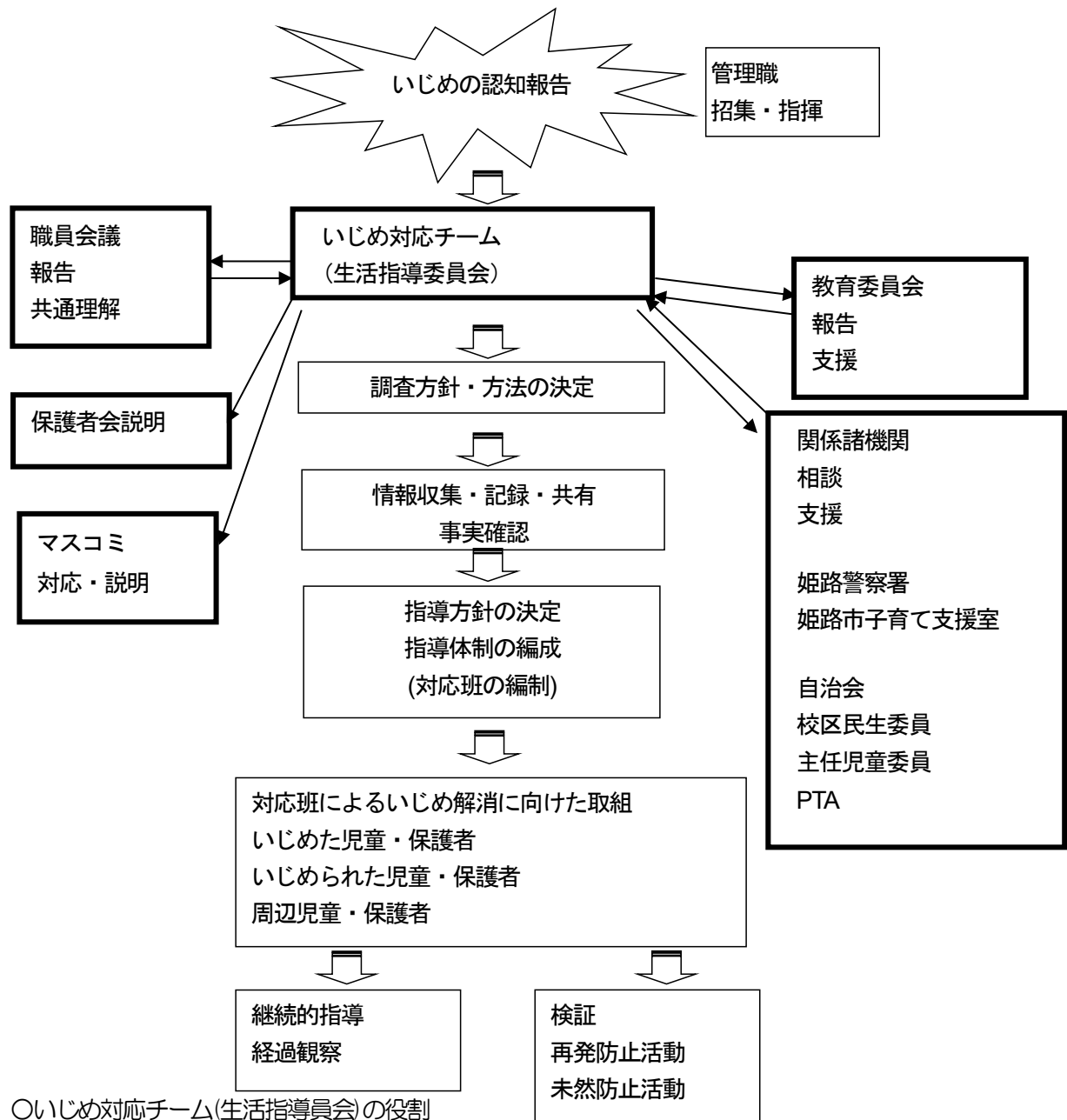
	○民生委員懇話会 ●いじめ対応チーム会議 ○メンタルヘルス研修 ○カウンセリングマインド研修 ○校区人権教育町別学習会 (7月～10月)	活できるように、お互いの連携を深める機会とする。 ・地域の方や保護者の方との情報交換を行い、学校の方針や取り組みについて説明する。 ・月末毎に、各学年での問題行動や未然に防ぐような手立てを考え話し合う。 ・外部より講師を招聘し、研修を行う。 ・スクールカウンセラーによる研修を行う。(2回) ・地域毎に分かれ人権の映像を見た後、話し合いの機会を設け、地域全体で人権意識を高めていく。
8月	○小中一貫教育特別支援教育全体会 ○カウンセリングマインド研修 ○校内研修(いじめ 不登校等) ●いじめ対応チーム会議 ●校内研修 ●危機対応研修 ○保幼小連絡会	・特別支援のケース会議を行い、小中学校で話し合う。 ・スクールカウンセラーによる研修を行う。(2回) ・いじめが発生した時の対応について研修を行う。 ・月末毎に、各学年での問題行動や未然に防ぐような手立てを考え話し合う。 ・生活指導、特別支援、情報教育等の伝達講習を行う。 ・未然に防ぐことが最重要ではあるが、もし何か起きた時に、どのように対応すればよいのか研修を行う。 ・保幼小の連携として、交流行事や授業について企画立案、気になる園児・児童についての情報交換を行う。
9月	○登下校指導 ○校区人権教育町別学習会 ○道徳の研究授業 ●いじめ対応チーム会議 ○学力学習状況調査の結果・分析 ○水上っ子ふれあい活動 (本年度 1年生) (打合せ後実施日時変更)	・毎日校門であいさつをして、子どもの様子を確認する。 ・地域毎に分かれ人権の映像を見た後、話し合いの機会を設け、地域全体で人権意識を高めていく。 ・研究授業・事後研修で全体に道徳の授業力を図る。 ・月末毎に、各学年での問題行動や未然に防ぐような手立てを考え話し合う。 ・4月に実施した学力学習状況調査の結果から分析をし、課題と対策を考察する。 ・地域の人々が学校に集まり、講師をしていただくことにより様々な遊びを通して交流を深めていく。
10月	○登下校指導 ○道徳の研究授業 (新中学校区群人権教育研修会) ○スマホ・ケータイ安全教室	・毎日校門であいさつをして、子どもの様子を確認する。 ・研究授業・事後研修を行うことで道徳の授業力向上を図る。 ・スマホ・ケータイなどのインターネットの利用に関わるトラブルの現状と、未然に回避する方法を学習する。

	○オープンスクール ○非行防止キャンペーン参加 ●いじめ対応チーム会議	・保護者の目からも、何かないか見てもらう機会と捉え、学校の普段の様子を参観してもらう。 ・増位中校区小中一貫教育として実施する。 ・月末毎に、各学年での問題行動や未然に防ぐような手立てを考え話し合う。
11月	○登下校指導 ●いじめのアンケート ●教育相談 ○愛護育成会 ●いじめ対応チーム会議	・毎日校門であいさつをして、子どもの様子を確認する。 ・各クラスで記名式のアンケートを実施し、悩んでいることや困ったことについて把握する。 ・担任はそのアンケートをもとにして、特に気になる児童に対して教育相談を実施する。(11～12月) ・増位中校区小中一貫教育として実施する。 ・月末毎に、各学年での問題行動や未然に防ぐような手立てを考え話し合う。
12月	○登下校指導 ●教育相談 ●いじめ対応チーム会議 ○ネットトラブル対策講座(児童) ○学校評議員会 ○個別懇談会(希望保護者)	・毎日校門であいさつをして、子どもの様子を確認する。 ・11月のアンケートをもとにした教育相談を行う。 ・月末毎に、各学年での問題行動や未然に防ぐような手立てを考え話し合う。 ・5年の児童に対して、外部より講師を招いての講話を行う。 ・地域の方や保護者の方との情報交換や学校の方針について聴取する。 ・学校での様子を保護者に伝え、子どもが安心して生活できるように、お互いの連携を深める機会とする。
1月	○登下校指導 ○キャリア教育 ○ライフスキル教育 ○人権作文 ●いじめ対応チーム会議	・毎日校門であいさつをして、子どもの様子を確認する。 ・各教科でキャリア教育ライフスキル教育を取り入れた授業を行う。 ・人権に関する作文を書かせることで、人権意識を高めていく。 ・月末毎に、各学年での問題行動や未然に防ぐような手立てを考え話し合う。
2月	○登下校指導 ●いじめアンケート	・毎日校門であいさつをして、子どもの様子を確認する。 ・各クラスで記名式のいじめアンケートを実施し、子どもの家庭での実態を把握する。

	●教育相談 ○オープンスクール ○学校評議員会 ●いじめ対応チーム会議	・担任はそのアンケートをもとにして、特に気になる児童に対して教育相談を実施する。(2～3月) ・地域の方や保護者の方との情報交換や今年度及び来年度以降の学校の方針、取り組みについて、意見を聴取する。 ・月末毎に、各学年での問題行動や未然に防ぐような手立てを考え話し合、今年度全体の取り組みについて話し合う。
3月	○登下校指導 ●教育相談 ○小中連絡会 ○保幼小連絡会 ●いじめ対応チーム会議 ●不登校児童、問題行動ファイリング	・毎日校門であいさつをして、子どもの様子を確認する。 ・2月のアンケートをもとにした教育相談 ・新中1の児童を中心に、主に気になる児童の情報交換会。 ・新1年生の児童の主に気になる児童の情報交換会。 ・1年間の反省や、来年度に向け改善すべき点などを話し合い、更なる対応の強化につなげていく。

(別紙4)

いじめ解消に向けた組織的対応



○いじめ対応チーム(生活指導委員会)の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・学力推進委員会と連携でのいじめ防止に向けた校内研修の企画
- ・早期発見のための実態把握や情報収集を目的としたアンケート，チェックリスト
- ・保護者や地域への情報提供
- ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- ・事実関係の把握といじめか否かの判断
- ・児童に対する指導体制・対応方針の決定

○インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・校内研修等によるインターネットや携帯電話等の特殊性による危険性の理解，情報モラルに関する指導力の向上の努力
- ・早期発見，早期予防のための日頃からの保護者との連携，情報交換及びチェックリストや観察等による児童一人一人の現状把握